年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会 令和5年2月 16 日答申分 令和5年2月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号:中国四国(受)第 2200058 号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第 2200025 号

第1 結論

請求期間について、請求者の外国船における船員保険被保険者資格の取得年月日及 び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和57年10月20日から昭和58年2月16日まで 請求期間において、外国船に司厨長として乗船していたが、船員保険の加入記録 がない。

当時、A社B課の方が、C経由で、失業中の船員が外国船に雇用され、乗船できるようお世話してくれた。また、同じ外国船に司厨士として乗船していた同僚1名の名前を記憶している。

請求期間における船員保険への加入がどのようになっていたか不明であるため、 調査してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、外国船に乗船していた期間について、船員保険の加入記録がないとして 訂正請求を行っているところ、船員保険の被保険者は、船員として船舶所有者に使用 される者とされていることから、請求期間において請求者が乗船していた船舶を特定 し、当該船舶の船舶所有者との雇用契約の内容を確認することが必要となる。

請求者は、「請求期間当時、A社B課の方が、C経由で、失業中の船員が外国船に雇用され、乗船できるようお世話されており、私も司厨長として乗船した。」旨を主張しているところ、A社は、「資料を保管しておらず、請求期間当時、当社において失業船員が外国船に雇用され、乗船できるよう手続等を行っていたか不明である。」旨を回答している上、Cも、「請求期間当時の資料を保管しておらず、不明である。」旨を回答しており、請求者が乗船していたとする船舶の船舶所有者を特定することができない。

また、請求者が記憶するA社B課に所属していた者について、同社は、「在籍していたか不明である。」旨を回答しているところ、同社において厚生年金保険及び船員

保険の被保険者資格を取得している者のうち、請求者が記憶する人物と同じ姓で、請求者と同世代の被保険者が1名確認できたことから、当該1名に文書照会を行ったが、同人は、「B課に所属したことはなく、請求者を知らない。」旨を回答しており、請求者が記憶する人物を特定することができないため、請求者が外国船に乗船したとする当時の事情について話を聞くことができない。

さらに、請求者は、請求期間当時、同じ外国船に乗船していたとする同僚1名について、名前(姓のみ)、おおまかな年齢及び当時住んでいた地域を挙げているが、Cは、「該当者を確認できない。」と回答している上、電話帳(ハローページ 2022 年版)で当該同僚を探したが、請求者が記憶する地域に当該同僚と同じ姓の者は見当たらず、当該同僚を特定することができないことから、請求期間における当該同僚の年金記録がどのように記録されているかを確認することができず、雇用契約内容、船員保険の加入の有無等について話を聞くこともできない。

このほか、請求期間における請求者と船舶所有者との雇用契約内容を確認できる資料等はなく、請求者の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が 請求期間において、船員として船舶所有者に使用される者であったこと、及び船員保 険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを確認又は推認することはで きない。 厚生局受付番号:中国四国(受)第 2200059 号 厚生局事案番号:中国四国(厚)第 2200026 号

第1 結論

1 請求期間①の請求者のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を 昭和33年5月31日から昭和32年7月29日に訂正し、昭和32年7月から昭和33 年4月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

ただし、昭和32年7月29日から昭和33年5月31日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求期間②の請求者のB事業所(現在は、C事業所)における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を昭和36年5月1日から同年7月1日に訂正し、昭和36年5月及び同年6月の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

ただし、昭和 36 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和32年7月29日から昭和33年5月31日まで

② 昭和36年5月1日から同年7月1日まで

請求期間①について、昭和32年7月29日からA社D支店に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和33年5月31日となっており、請求期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

請求期間②について、B事業所に勤務していた期間のうち、請求期間②に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び 同社から提出された同被保険者資格取得届により、請求者は同社において、昭和33 年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同社から提出された「給料受給証」、請求者から提出された「勤務記録」及び同僚の証言により、請求者は、昭和32年7月29日から同社に勤務し、給与が支給されていたことが推認できる。

また、請求者は、「正社員として雇用され、土日も他の従業員と交代で勤務し、他の従業員と変わらず勤務していた。」旨を主張しているところ、前記の「給料受給証」に記載されている勤務日数は、請求期間①においてA社の厚生年金保険被保険者記録のある者と同様の勤務日数が記載されていることから、請求者は請求期間①において厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき記録を訂正し、訂正後の記録により保険給付が行われるのは、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと認められることが要件とされているところ、前記の「給料受給証」によると、請求者の請求期間①に係る給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和32年7月29日、昭和32年7月から昭和33年4月までの標準報酬月額を、前記「給料受給証」により確認できる報酬月額から1万円とし、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎とならない被保険者期間として、記録することが必要である。

2 請求期間②について

B事業所の被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者に係る厚生年金保 険の被保険者記録は、昭和35年2月8日に資格を取得し、昭和36年5月1日に資 格を喪失、その後、共済組合の加入員資格を同年7月1日に取得している。

また、C事業所から提出された「業務経歴等証明書」により、請求者は、請求期間②を含む昭和35年2月8日から昭和39年10月15日までB事業所に在籍し、請求期間②において継続して在籍していたことが確認できる上、請求期間②直後の昭和36年7月1日においては、非常勤職員から正職員に雇用形態が変更されており、請求者は、請求期間②に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する理由はうかがえないことから、同被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき記録を訂正し、訂正後の記録により保険給付が行われるのは、事業主により厚生年金保険料が控除されていたと認められることが要件とされているところ、前記の「業務経歴等証明書」によると、請求期間②を含む昭和35年4月30日から昭和36年6月20日までは病欠による欠勤期間とされ、C事業所は、「請求者が非常勤職員として勤務していた昭和35年2月8日から昭和36年6月30日までの給与形態は日給制であったが、賃金台帳等の資料は保存していないため、請求期間②に係る給与の支給及び厚生年金保険料控除について確認できない。」旨を回答していることから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除は確認できない上、請求者は、当時の給与明細書等は保管しておらず、ほかに

保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

したがって、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和36年7月1日、昭和36年5月及び同年6月の標準報酬月額を、請求者の被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる報酬月額から1万円とし、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎とならない被保険者期間として、記録することが必要である。

厚生局受付番号:中国四国(受)第2200031号 厚生局事案番号:中国四国(国)第2200004号

第1 結論

平成4年5月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年5月から平成5年3月まで

国民年金の保険料は月払いよりも前納した方が割引になると聞き、直前まで勤めていた会社から頂いた見舞金があったことから、母親が代わりに婦人会の集金人の家に行って、平成4年度の国民年金保険料1年分を前納した。

その後、平成4年5月から同年11月まで別の会社で勤め、厚生年金保険に加入 したが、前納した国民年金保険料の払戻しの連絡はなかった。

国の記録によると、平成4年4月のみが納付済みの記録で、同年12月から平成5年3月までは未納となっているが、保険料を納めたときに受け取った預り証があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間に係る国民年金保険料の納付について

請求者が提出した「4年度国民年金印紙代金預り証」(以下「預り証」という。)を見ると、請求者の氏名(旧姓)及び国民年金手帳記号番号並びに平成4年度の国民年金保険料の前納保険料額及び各月の定額保険料額が印字されていることが確認でき、その他の記載内容及びA市の回答を踏まえると、当該預り証は、請求期間当時、同市における国民年金保険料の納付組織において使用されていたものと認められる。

また、上記預り証の前納分(113,590円)の「預り月日」欄には「4/29」と記入され、「集金人印」欄には集金人の押印が確認でき、加筆修正等の形跡は見当たらない。

以上によると、請求者は平成4年度分の国民年金保険料(平成4年4月分から平成5年3月分までの保険料)について、平成4年4月29日に「前納保険料」とし

て「113,590円」を納付組織の集金人に渡したと認められる。

2 国民年金保険料を前納した場合の取扱いについて

国民年金法第93条第4項及び同法施行令第9条第1項の規定によると、国民年金保険料を前納した場合は、前納に係る期間の各月が経過した際にそれぞれその月の保険料が納付されたものとみなし、前納に係る期間の経過前において被保険者が厚生年金保険の被保険者となった場合等においては、前納した保険料のうち未経過期間に係るものは還付するとされている。

オンライン記録によると、請求者は平成4年5月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同日に国民年金の被保険者資格を喪失していることから、その時点において、請求者が前納した平成4年度分の国民年金保険料のうち請求期間である平成4年5月から平成5年3月までについては、未経過期間に係るものとして還付されることとなる。

3 請求期間の国民年金保険料の還付について

金保険料を納付することはできない。

請求期間の国民年金保険料の納付について、A市は、社会保険事務所(当時)へ「平成4年度分を前納」として報告していたかどうかは、当時の資料がないため確認することはできないとしている。

また、日本年金機構は、オンライン記録によると、請求者の平成4年4月の国民年金保険料納付記録が、前納を示す「P」ではなく、定額納付を示す「A」と記録されていることから、当時、A市からの報告は「前納」ではなく「定額」(平成4年4月の1か月を納付)であったと考えられ、還付は発生せず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料については、還付に関するオンライン記録も存在しないため、社会保険事務所からは請求期間に係る国民年金保険料は還付していないと思われるとしている。

さらに、A市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿及び同市から提出された「平成4年度国民年金印紙検認リスト兼徴収簿」においては、平成4年度の保険料納付について前納の記録はなく、平成4年4月分が定額(9,700円)で納付されたことが記録されており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が還付された記録は見当たらない。

以上によると、請求者が平成4年4月29日に納付組織の集金人に渡した平成4年度分の「前納保険料」のうち未経過期間に係るものが、請求者に還付されたことを確認することはできない。

- 4 請求期間のうち平成4年5月から同年11月までの期間について 請求者は、平成4年5月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12 月1日に同資格を喪失しており、当該期間においては厚生年金保険の被保険者であ ることから、請求期間のうち平成4年5月から同年11月までの期間に係る国民年
- 5 請求期間のうち平成4年12月から平成5年3月までの期間について 請求者は、平成4年度分の国民年金保険料を前納していたので、会社を退職した

後の平成4年12月から平成5年3月までの保険料を納付するよう市役所から連絡がなかったと思うとしている。

しかしながら、上記2のとおり、国民年金保険料の前納に係る期間の経過前において、被保険者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合においては、前納した保険料のうち未経過期間に係るものは還付されることから、請求者が平成4年5月30日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、平成4年12月から平成5年3月までの国民年金保険料の納付記録が、平成4年度分の「前納保険料」によって納付済みと記録されることはない。

また、請求者が平成4年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、同年12月以降の国民年金保険料を納付するためには、その後に請求者が国民年金の加入手続を行い、被保険者資格を再取得することが必要であるところ、オンライン記録によると、平成4年12月1日の国民年金被保険者資格の取得に係る処理は平成9年8月21日に行われていることが確認でき、当該処理が行われるまでは、請求期間のうち平成4年12月から平成5年3月までの期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、国民年金の各月の保険料は2年が経過すると時効により納付することができなくなるところ、当該期間に係る国民年金保険料は、当該資格取得に係る処理が行われた時点において、既に、時効により納付することはできなかったことになる。

このほか、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

6 結語

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、 請求者は、平成4年4月29日に平成4年度分の国民年金保険料を前納したと認め られるが、請求期間について、国民年金保険料の納付済期間に訂正することはでき ない。 厚生局受付番号:中国四国(受)第2200089号 厚生局事案番号:中国四国(国)第2200005号

第1 結論

昭和57年*月から昭和62年10月までの請求期間、昭和63年8月から平成元年3月までの請求期間及び平成元年7月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年*月から昭和62年10月まで

② 昭和63年8月から平成元年3月まで

③ 平成元年7月から同年12月まで

請求期間①については、時期は覚えていないが、自宅に来ていたA市の職員に、 国民年金への加入を勧められたので、母親が 20 歳まで遡って加入手続を行い、それまでの未納分を納付した。

請求期間②及び③については、母親が、毎月自宅に来ていた市役所の職員に保険料を納付したのに未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「時期は不明だが、国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って被保険者資格を取得し、それまでの未納分を納付した。その後は、A市の職員が毎月自宅に国民年金保険料の徴収に来ていたので、その都度、母親が現金で納付した。」と主張している。

しかしながら、i)請求者が所持する2冊の年金手帳のうち、国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」欄には「昭和63年8月16日」、国民年金の記録(1)の「被保険者となった日」欄には「昭和62年11月1日」と記載されていること、ii)オンライン記録によると、国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和62年11月1日であり、当該取得に係る処理年月日は昭和63年9月30日と記録されていること、iii)請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得年月日等によると、昭和63年8月頃に払い出されたと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われ、

昭和62年11月1日まで遡って被保険者資格を取得したものであり、請求者の主張する加入手続を行った時期と相違している。

また、オンライン記録によると、請求期間①は国民年金の未加入期間として取り扱われているため、国民年金保険料を納付することができない上、戸籍の附票によると、請求者は、20歳到達前から平成5年までA市に住所があることから、同市が請求者に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難く、オンライン記録による氏名検索等の調査を行っても、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者が加入手続を行ったと推認できる昭和 63 年8月の時点において、請求期間①のうち、昭和 57 年*月から昭和 61 年7月までの期間の国民年金保険料は、2年が経過して時効により納付することができない上、オンライン記録によると、昭和 63 年1月から同年6月までの期間及び平成元年4月から同年6月まで期間に係る国民年金保険料は、それぞれ3か月分をまとめて納付し、昭和 62 年 11 月から昭和 63 年3月までの期間に係る国民年金保険料は、平成2年3月及び同年4月に社会保険事務所(当時)へ納付している(ただし、昭和 62 年 11 月及び同年 12 月は保険料の徴収権が時効により消滅した後に納付したため還付済み。)ことが確認でき、これらの請求期間②前後の納付状況から、請求者が主張する請求期間②及び③の国民年金保険料を毎月納付していた状況はうかがえない。

加えて、請求者は、請求期間①、②及び③(以下「請求期間」という。)の国民年金保険料を一緒に納付していた者として当時同居していた請求者の母親を挙げており、請求者の母親も、「自分の分と一緒に二人分の保険料を納付した。」と陳述しているが、オンライン記録によると、請求者の母親は昭和58年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、平成3年5月30日に昭和61年4月1日まで遡って被保険者資格を再度取得するまでは、国民年金は未加入であり、請求者の母親が二人分の保険料を一緒に納付していた状況はうかがえない。

このほか、請求者又はその母親が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間の国民年金保険料について、納付していたものと認めることはできない。